

連携中枢都市圏の形成に係る
連携協約書



平成29年3月30日

静岡市 吉田町

静岡市及び吉田町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約

静岡市（以下「甲」という。）及び吉田町（以下「乙」という。）は、連携中枢都市圏を形成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定に基づき、次のとおり連携協約を締結する。

（目的）

第1条 この連携協約は、甲及び乙が連携中枢都市圏の形成に協力して取り組むための基本方針、取組内容及び役割分担を定めるものとする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、別表の取組の欄に掲げる取組の区分に応じ、同表の内容の欄に定める事務について、相互に連携し、又は協力して処理するものとする。

（役割分担及び費用分担）

第3条 甲及び乙が実施する前条に規定する事務の役割分担については、別表の内容の欄に掲げる事務の区分に応じ、それぞれ同表の甲の役割分担の欄及び乙の役割分担の欄に定めるとおりとする。

2 前項の事務の実施に要する費用の分担については、甲及び乙が協議して別に定める。

（定期的な協議）

第4条 甲及び乙は、この連携協約の推進に関し連絡調整を図るため、毎年度協議を行うものとする。

（協約の変更及び廃止）

第5条 この協約の規定を変更し、又は廃止しようとする場合は、甲及び乙の協議によるものとする。この場合において、甲及び乙は、地方自治法第252条の2第4項の規定により、あらかじめ議会の議決を得ることとする。

この連携協約の締結を証するため、本協約書 2 通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれ各 1 通を保有する。

平成 29 年 3 月 30 日

甲 静岡県静岡市葵区追手町 5 番 1 号

静岡市

静岡市長

田辺 信彦



乙 静岡県榛原郡吉田町住吉 87 番地

吉田町

吉田町長

田村 典彦



別表（第2条、第3条関係）

取組	内容	甲の役割分担	乙の役割分担
1 圏域全体の経済成長のけん引	(1) 産学金官民一体となった経済戦略の策定、国の成長戦略実施のための体制整備	経済戦略の策定と推進、進捗管理 産学金官民一体となった協議会の運営、圏域の経済戦略の策定、推進、進捗管理などを通じて、経済成長を図る。	連携中枢都市宣言（以下「宣言」という。）の趣旨に則り、乙と連携して、産学金官民一体となった協議会の運営、経済戦略の策定、推進、進捗管理などに取り組む。
	(2) 産業クラスターの形成、イノベーション実現、新規創業促進、地域の中堅企業等を核とした戦略産業の育成	産学金官連携、創業促進による戦略産業の育成 戦略産業の育成に向け、人材育成や企業等の支援、起業創業支援、産学金官のコーディネートなどを行う。	宣言の趣旨に則り、乙と連携して、産学金官連携、創業促進による戦略産業の育成などに取り組む。
	(3) 地域資源を活用した地域経済の裾野拡大	地域資源の活用 地域資源のブランド化、活用による情報発信、商品・サービス開発、販路開拓等を通して、地域経済の活性化を推進する。	宣言の趣旨に則り、乙と連携して、地域資源の活用などに取り組む。
	(4) 戦略的な観光施策	広域観光等の推進 観光資源を活用した広域観光ルートの造成やプロモーション、国内外観光客の受入環境整備の推進などを通じて、観光施策に戦略的に取り組む。	宣言の趣旨に則り、乙と連携して、広域観光等の推進などに取り組む。
2 高次の都市機能の集積・強化	(1) 高度な医療サービスの提供	医療サービス体制の充実 広域的な救急医療体制のほか、先進医療の充実など、医療サービスを安定的に提供できる体制の構築と医療の質の向上などに取り組む。	宣言の趣旨に則り、乙と連携して、医療サービス体制の充実などに取り組む。
	(2) 高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築	高次かつ広域的な都市機能の強化 集客・交流拠点の整備・活用、広域的な交通網の活用等による圏域の魅力の創出などに取り組む。	宣言の趣旨に則り、乙と連携して、高次かつ広域的な都市機能の強化などに取り組む。

	(3) 高等教育・研究開発の環境整備	地域と未来のニーズに応える人材育成 圏域の企業等のニーズに応じられるとともに、地域の未来を担う人材を育成する高等教育環境、企業と連携したキャリア教育や学び直しの場の整備などに取り組む。	宣言の趣旨に則り、乙と連携して、地域と未来のニーズに応える人材育成などに取り組む。	甲と連携して、地域と未来のニーズに応える人材育成などに取り組む。
3 圏域全体的生活関連サービスの向上	(1) 生活機能の強化	ア 地域医療分野 病診連携の一層の推進や広域自治体との連携による地域医療支援病院の体制強化などの地域医療の強化に取り組む。	宣言の趣旨に則り、乙と連携して、地域医療分野の強化に取り組む。	甲と連携して、地域医療分野の強化に取り組む。
		イ 介護・福祉、結婚・子育て支援分野 地域包括ケアの推進による在宅医療・介護の推進、障がい者を地域で受け入れる共生社会の推進、結婚・子育てを応援する地域づくりなどに取り組む。	宣言の趣旨に則り、乙と連携して、介護・福祉、結婚・子育て支援分野の強化に取り組む。	甲と連携して、介護・福祉、結婚・子育て支援分野の強化に取り組む。
		ウ 教育・文化・スポーツ分野 文化・スポーツ振興及びこれらを通じた交流人口の拡大と地域振興を図るほか、社会教育施設等の相互利用の拡大推進、大学等教育機関との連携による生涯教育の推進などに取り組む。	宣言の趣旨に則り、乙と連携して、教育・文化・スポーツ分野の強化に取り組む。	甲と連携して、教育・文化・スポーツ分野の強化に取り組む。
		エ 地域振興分野 地域資源の活用による地域産業の振興と、雇用の創出、起業創業の促進、広域的な企業誘致、大学等による地域課題研究の取組などを通じて地域の振興に取り組む。	宣言の趣旨に則り、乙と連携して、地域振興分野の強化に取り組む。	甲と連携して、地域振興分野の強化に取り組む。
		オ 災害対策分野 災害・減災対策の推進・強化などに取り組む。	宣言の趣旨に則り、乙と連携して、災害対策分野の強化に取り組む。	甲と連携して、災害対策分野の強化に取り組む。
		カ 環境分野 豊かで多様な環境を将来の世代へ継承し、持続可能な社会を実現するため、自然環境の保全、地球温暖化対策の推進、ごみの減量・資源化などに取り組む。	宣言の趣旨に則り、乙と連携して、環境分野の強化に取り組む。	甲と連携して、環境分野の強化に取り組む。

(2) 結びつき やネットワ ークの強化	ア 地域交通インフラ分野 地域住民の移動手段の 確保及び利便性の向 上、まちの賑わい創出、 人の交流の促進などを図 るため、地域公共交通ネ ットワークの維持・強化 に取り組む。	宣言の趣旨に則 り、乙と連携し て、地域交通イン フラ分野の強化に 取り組む。	甲と連携して、 地域交通インフラ 分野の強化に取り 組む。
	イ ICTインフラ整備分 野 国内外からの観光客誘 致などにつながるW i - F i 環境の整備推進など に取り組む。	宣言の趣旨に則 り、乙と連携し て、ICTインフ ラ整備分野の強化 に取り組む。	甲と連携して、 ICTインフラ整 備分野の強化に取り 組む。
	ウ 地域内外の住民との交 流・移住促進分野 大都市圏からの移住 定住の促進及び交流人口 の拡大を図るため、圏域 の魅力を発信するととも に、企業の人材確保とU I J ターンにつなげるた めの圏域企業の情報発信 などに取り組む。	宣言の趣旨に則 り、乙と連携し て、地域内外の住 民との交流・移住 促進分野の強化に 取り組む。	甲と連携して、 地域内外の住民と の交流・移住促進 分野の強化に取り 組む。
(3) 圏域マネ ジメント能 力の強化	ア 圏域の自立を担う人 材・団体の育成 地域の個性を磨き、 圏域の自立を担う人材や 団体の育成などに取り組 む。	宣言の趣旨に則 り、乙と連携し て、圏域の自立を 担う人材・団体の 育成などに取り組 む。	甲と連携して、 圏域の自立を担う 人材・団体の育成 などに取り組む。
	イ 外部人材の活用による 圏域の活性化 圏域が抱える課題解 決、圏域の活性化を図る ため、外部の優れた人材 の活用などに取り組む。	宣言の趣旨に則 り、乙と連携し て、外部人材の活 用による圏域の活 性化などに取り組 む。	甲と連携して、 外部人材の活用に よる圏域の活性化 などに取り組む。
	ウ 自治体職員の育成 圏域マネジメント能力 の強化に資する自治体職 員の育成を目的とした情 報交換や交流、人材育成 事業などに取り組む。	宣言の趣旨に則 り、乙と連携し て、情報交換や交 流、人材育成事業 などに取り組む。	甲と連携して、 情報交換や交流、 人材育成事業など に取り組む。

